

平成26年第17回弘前市教育委員会会議録

日時 平成26年11月12日（水）

場所 中央公民館岩木館2階大研修室

◇議事日程

- 1 開会宣告
- 2 定足数確認
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期決定
- 5 議案の審議

議案第41号 弘前市相馬ふれあい館条例の一部を改正する条例案

議案第42号 指定管理者の指定について（弘前市教育センター、弘前市立東部公民館、弘前市学習情報館）

議案第43号 教育財産の取得申出について

- 6 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席委員

1番 九戸 眞樹 委員、2番 前田 幸子 委員、3番 佐々木 健 委員、
5番 一戸 由佳 委員

◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 柴田 幸博、教育政策課長 櫻庭 淳、理事兼弘前図書館長兼郷土文学館長 宮川 慎一郎、学校教育推進監兼学校教育改革室長 工藤 雅哉、学校企画課長 北嶋 郁也、学務健康課長 鳴海 誠、学校指導課長兼教育センター所長 佐藤 忠浩、文化財課長 三上 敏彦、博物館長 長谷川 成一、生涯学習課長補佐 野呂 智子、中央公民館相馬館長 神 弘樹

◇出席事務局職員

教育政策課長補佐 高谷 由美子、教育政策課総務係長 前田 修、教育政策課総務係主事 千葉 秀克

午前9時30分 開会

○委員長（九戸眞樹委員） これより、平成26年第17回弘前市教育委員会会議を開会いたします。ただ今の出席者数は4名で定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。会議録署名者に2番前田幸子委員と3番佐々木健委員を指名いたします。会期は本日1日といたしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。本日の案件は、議案が3件となっております。

・議案第41号について

○委員長（九戸眞樹委員） それでは、議案第41号弘前市相馬ふれあい館条例の一部を改正する条例案について事務局から説明をお願いします。

○中央公民館相馬館長（神 弘樹） 議案第41号弘前市相馬ふれあい館条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

本改正案は、去る9月の教育委員会会議に提案させていただきました相馬ふれあい館改修工事に伴う財産取得に関連するものであり、今回は改修工事により約100畳の和室の集会室と保育室を、外履きで出入りできる多目的ホールに改修するほか、各貸室の位置や面積などに変更が生じることにより本施設の使用料を見直ししようとするものであります。

改正内容につきまして、添付資料の新旧対照表4ページ目の別表をご覧ください。別表左側は貸室の区分についてであります。現行条例と同じく午前、午後、夜間、全日の4区分としますが、午後の時間区分については、現行の午後1時から5時までを、中央公民館相馬館の貸室と同様に午後12時から5時までに統一した改正となっております。これは現条例では12時から13時までの1時間が貸室対象外の時間となっており、使用時間に空白が生じるとともに現実的に午前と午後を使用する場合や全日を使用する場合には12時から13時までの時間帯も使用することとなることや、中央公民館相馬館所管の長慶閣や研修室などにおいては午後12時から5時までとしていることから、施設使用時間の午後の区分の13時を12時に改正し、統一するものであります。次に貸室の名称につきましては、現在の名称は相馬ふれあい館の前身であります旧相馬村へき地保健福祉館を昭和52年に建設した際の補助事業による名称でありますので、現在進行中の改修工事に伴い地域住民のご要望に合わせた用途に改修することから、別表のとおり貸室の名称を改正するものであります。

続いて使用料についてご説明いたします。使用料金の設定につきましては、昨年3月25日に新設しました現中央公民館相馬館の研修室や調理室などの使用料を積算した方法を基に、過去3年間の相馬ふれあい館の管理運営費の実績から1時間1平方メートル当たりの単価を算出し、それぞれの面積と時間に反映させた改正案とするものであります。このことから、現行の別表下の備考欄につきましても、本改正案の使用料には既に光熱費が含まれ積算しており、冷暖房使用に関する割増料金分の実績負担条項は二重負担となることから削除するものであります。また運動広

場につきましては、現行条例では有料施設であります。市内類似施設の東目屋ふれあいセンター、宮川交流センター、北辰学区高杉ふれあいセンター、新和地区体育文化交流センターの屋外ゲートボール場などについては無料施設となっており、それらと同等に扱うこととし無料に改正するものであります。運動広場につきましては、古くは旧相馬小学校の校庭でありましたが、現在有料広場として開設している施設であります。広場の有料利用者は近年全く実績がない状況であり、また本施設敷地は小学校のスクールバス発着地にもなっており、運動広場はスクールバスの乗降前後に子どもたちが自由に遊んでいるエリアでもあることから、本改正により無料とするものであります。

最後に新旧対照表1ページの第3条をご覧ください。第3条の1行目の括弧書きの加筆について説明いたします。運動広場の無料化に伴い地域の住民が共用して使用する場合には、原則、使用の申し込みや許可は不要となります。しかし、地区のイベントなど同広場を専用して使用する場合は無料ではありますが、複数の利用者間においてのトラブルを避けるため、専用者を使用許可をもって明確にする必要がありますので、本改正案において加筆するものであります。以上です。

- 委員長（九戸眞樹委員） ただ今の説明に対しご質疑等ありませんか。
- 2番（前田幸子委員） 運動広場はスクールバスの発着ということですが、子どもたちの安全面ということも十分考慮して管理する必要があると思います。もしバスの発着で使っている時と、専用として何かの運動のため借りている時の時間帯が重なったときの安全面は考えていますか。
- 中央公民館相馬館長（神 弘樹） 本改修により駐車場も大きく改修しております。約1,740㎡のアスファルト舗装に改修し乗用車50台以上の駐車場となる計画で進めております。その駐車場にスクールバスが出入りし、停車することになりますが、広い面積であり、危険がない程度の面積を今回の改修工事で設ける計画であります。しかしながら、子どもたちが駐車場を自転車で行き来することも考えられますので、利用状況を見ながら委員が言われるとおりの危険があるようであれば柵を設ける等、実情に応じて措置していきたいと考えております。
- 委員長（九戸眞樹委員） 他にご質疑等はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（九戸眞樹委員） それでは、議案第41号を可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって議案第41号は原案どおり可決されました。

・ 議案第42号について

- 委員長（九戸眞樹委員） 次に、議案第42号指定管理者の指定について事務局から説

明をお願いします。

○生涯学習課長補佐（野呂智子） 議案第42号指定管理者の指定について説明いたします。

管理を行わせようとする施設の名称につきましては、弘前市教育センター、弘前市立東部公民館、弘前市学習情報館で総称として弘前市総合学習センターと称される複合施設であります。指定管理者となる団体の名称は、アップルウェーブ株式会社であります。一般公募により募集いたしました1団体、アップルウェーブ株式会社のみ申請でありました。10月18日に開催されました弘前市指定管理者選定等審議会において審議した結果、市民の平等な利用を確保することができること、施設の設置目的を効果的に達成することができることなどから優れていると評価をされたものであり、当該団体は現在弘前文化センターの指定管理者としての実績もあります。指定の期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間です。以上です。

○委員長（九戸眞樹委員） ただ今の説明に対しご質疑等ありませんか。

○2番（前田幸子委員） 指定の期間5年というのは決められている年数ですか。

○生涯学習課長補佐（野呂智子） 今までは市の方針で4年間としておりましたが、5年間に見直しされ、その方針どおりで問題ないと考えましたので5年間といたしました。

○2番（前田幸子委員） もし、途中で何かしらの問題が起きた場合には、5年が3年や4年になるということはあるのですか。

○生涯学習課長補佐（野呂智子） そういうこともできることにはなっておりますが、基本的には5年間となります。

○2番（前田幸子委員） 最低5年間ですか。

○生涯学習課長補佐（野呂智子） 5年間でまた更新となります。

○1番（九戸眞樹委員） 4施設ということになるのですか。

○生涯学習課長補佐（野呂智子） 3施設の複合施設であり、総称して総合学習センターということです。

○3番（佐々木 健委員） 今も指定管理はアップルウェーブとなっておりますが、特別苦情やトラブルなどありましたか。

○生涯学習課長補佐（野呂智子） 審議会においても質問がありましたが、冷暖房の暑い寒い、廊下等の節電の関係で暗いなどの苦情はありますが、市の方針に基づき実施しているもので指定管理者が自主的にそのようにしているものではありません。

○教育部長（柴田幸博） 補足いたします。その対応といたしましては、寒すぎたり暑すぎたりして研修にならなかつたりすることを考慮するなど、利用者第一に考え十分配慮するよう管理者を呼んで指導しております。

○委員長（九戸眞樹委員） 他にご質疑等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） それでは、議案第42号を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって議案第42号は原案どおり可決されました。

・議案第43号について

○委員長（九戸眞樹委員） 次に、議案第43号教育財産の取得申出について事務局から説明をお願いします。

○文化財課長（三上敏彦） 今回、当日資料の差替えとさせていただき大変申し訳ありませんでした。

議案第43号について説明いたします。

教育財産の取得申出について、下記のとおり市長に申出するものであります。提案理由といたしまして、津軽歴史文化資料展示施設等整備のための用地等を取得しようとするものであります。教育財産取得表をご覧ください。取得する教育財産の種類は土地と立木であります。所在につきましては配付資料別紙2をご覧ください。黄色の色塗りがされている部分が宗教法人高照神社の境内地であります。字名は神馬野であります。神社周辺の緑色の部分の高台地は、津軽家が所有する保安林であり、字名は獅子沢となっております。今回取得するのは、青の太線で囲まれた部分の保安林および境内地の一部であり、総面積が2万6113.03㎡であります。また、取得する立木は保安林部分のみの791本となり、主に杉となっております。再度教育財産取得表をご覧ください。表下の取得金額につきましては、総額2301万8125円となっております。土地および立木の所有者毎の内訳は表の下のとおりとなっております。次の別紙取得内訳表をご覧ください。これは参考までに、番地毎の所有者、地目、面積、さらには取得金額についてそれぞれの内訳や合計を記載したものであります。最後に配付資料別紙1であります。先程の配付資料別紙2を部分的に拡大したものであり、色のついた箇所が取得予定地であります。①は資料展示施設の建設地であり、ここは木の伐採や造成工事を行う場所となります。②は周辺の緩衝地帯であります。③と⑤は建設用地及び神社の敷地内の購入するところであります。④は神社境内地であり、取り付け道路とする個所であります。⑥⑦⑧は馬場およびその周辺地帯となっております。なお、津軽家所有の境内地から信政公廟書の参道とお茶の水、さらに図面右上の稲荷神社の敷地は取得いたしません。以上です。

○委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。

○2番（前田幸子委員） 質問というよりお願いです。わかりやすくするために差し替えしてくださるのはとても感謝しております。しかし、事前に配付された資料と金額や面積がかなり違っているので、ここで見てすぐに判断することは非常に難しい。もっと前に間違っているのなら教えてください。

○文化財課長（三上敏彦） 事前配付資料では、面積は小数点なしで提出させていただきました。しかし、再度計算していく中で小数点の切り捨てや四捨五入などの経緯があり今回の差替えに至ったものであります。

- 2番（前田幸子委員） 差替え前の資料の中に支障物件とありますが、この支障物件とは立木に相当するのですか。
- 文化財課長（三上敏彦） 本来、補償と言いますと支障物件など様々ありますが、今回は立木を補償と言いますか取得することになります。財政上、補償費という名目で計上しております。
- 2番（前田幸子委員） 支障という言葉でいいのですか。
- 文化財課長（三上敏彦） 配付資料別紙1の①の部分と境内地内の③④⑤は取得し建物と造成する場所であります。そういう意味では支障になるかと思えます。市のほうで全部切ってお持ちいただくという補償の仕方です。残りの部分につきましてはそのままになりますので、現存した評価とした金額で取得しております。
- 教育部長（柴田幸博） 補足いたします。補償物件とは、例えば、道路を拡張するときには、塀や庭木を一本一本鑑定しすべて補償します。しかし、今回の場合は、保安林ということもあり建設する場所の木を伐採し、その木相当分を補償します。また、それ以外の立木については、伐採しませんので今まで育成してきた分を評価し補償としてお支払いするということでもあります。
- 2番（前田幸子委員） 教育財産取得内訳表の高照神社の立木補償費が0の箇所がありますが、どういうことですか。
- 文化財課長（三上敏彦） ここには立木がないため補償費0となります。
- 2番（前田幸子委員） 伐採する木はそこそこの太さですか。
- 文化財課長（三上敏彦） 全部がそうではありませんが、直径1mくらいのもあります。
- 2番（前田幸子委員） 木材としての価値があるということですか。
- 文化財課長（三上敏彦） 価値は昔に比べ下がっております。
- 教育部長（柴田幸博） 事業概要について説明させていただきます。建設します資料展示施設の道路側には駐車場や進入路を造成していきます。配付資料別紙1の②、⑦の奥方の方は緩衝地帯であるため市が購入いたします。資料上の馬場跡ではありますが、今後発掘調査をしまして保存活用していきますので、この場所も取得することになりました。また、この馬場跡から県道につながる部分につきましても馬場跡関連ということで取得するものであります。
- 1番（九戸眞樹委員） 稲荷神社を回り込むということですか。
- 教育部長（柴田幸博） 稲荷神社の通路を分断することはできませんので避けたということになります。今すぐ整備するというわけではありませんが県道まで繋がっている必要がありますので取得するものであります。
- 1番（九戸眞樹委員） 車で入っていく事は可能ですか。
- 教育部長（柴田幸博） 車に入れる面積を取得しております。これまで津軽様といういろいろ交渉してきた結果、こういう買い方になったということでもあります。
- 文化財課長（三上敏彦） 教育財産取得表に記載されております立木補償費の取得金額に誤りがあります。604万4456円が604万4656円に訂正をお願いいたします。大変

申し訳ありませんでした。

○委員長（九戸眞樹委員） 外に出す前には十分な精査をお願いします。

他にご質疑等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） それでは、議案第43号教育財産取得表の立木補償費取得金額を604万4656円に修正の上可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって議案第43号は教育財産取得表の立木補償費取得金額を604万4656円に修正の上可決されました。

以上で本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これをもって平成26年第17回弘前市教育委員会会議を閉会いたします。

午前10時4分閉会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育政策課総務係主事 千葉 秀克

弘前市教育委員会

委員長 九 戸 眞 樹

署名者 前 田 幸 子

署名者 佐々木 健